

## 会 議 錄

会議の名称	指定管理者選定委員会（第57回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和7年6月26日（木）午前9時59分～午前11時03分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者	出席委員 5人 委員長 佐藤直人 委員 副委員長 本多龍雄 委員 委員 植田哲 委員 宮岡秀峰 委員 矢板ゆき江 委員 欠席委員 0人	
	担当課	福祉保健部長 高橋正恵
		高齢福祉担当課長 磯端洋充
		介護福祉課包括支援係長 田村浩子
		介護福祉課包括支援係主査 加藤勇一
	事務局	介護福祉課高齢福祉係長 山崎寛之
		企画政策課長 廣田豊之
		企画政策課企画政策係長 前坂悟史
		企画政策課企画政策係主任 兼堀義信
		公共施設マネジメント推進担当課長 郷古陸
		企画政策課企画政策係主任 山下真優
傍聴の可否	可 一部不可	不可
会議次第	1 開会 2 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの公募について 3 その他 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

## 第57回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和7年6月26日（木）午前9時59分～午前11時03分

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席委員 5人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 本多龍雄 委員

植田哲 委員

宮岡秀峰 委員

矢板ゆき江 委員

欠席委員 0人

---

### 担当課職員

福祉保健部長 高橋正恵

高齢福祉担当課長 磯端洋充

介護福祉課包括支援係長 田村浩子

介護福祉課包括支援係主査 加藤勇一

介護福祉課高齢福祉係長 山崎寛之

---

### 事務局職員

企画政策課長 廣田豊之

企画政策課企画政策係長 前坂悟史

企画政策課企画政策係主任 兼堀義信

公共施設マネジメント推進担当課長 郷古陸

企画政策課企画政策係主任 山下真優

---

(午前9時59分開会)

◎委員長 それでは、ただいまから第57回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項で、半数以上で成立することと定められておりますが、本日は全員が御出席でございますので、会議は成立しているということを御報告させていただきます。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料について説明をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 資料につきまして、事前に次第と指定管理者募集要項から始まる審査関係資料一式を送付してございます。

以上、不足等がないか御確認ください。

◎委員長 それでは、新年度で事務局の体制も変わられたということでございますので、御紹介をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 それでは、事務局を担当いたします企画政策課の職員を紹介いたします。

まず、私が企画政策課長の廣田です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、企画政策課企画政策係長の前坂でございます。

◎前坂企画政策課企画政策係長 前坂と申します。よろしくお願ひします。

◎廣田企画政策課長 同じく企画政策係主任の兼堀でございます。

◎兼堀企画政策課企画政策係主任 兼堀です。よろしくお願ひいたします。

◎廣田企画政策課長 公共施設マネジメント推進担当課長の郷古でございます。

◎郷古公共施設マネジメント推進担当課長 郷古でございます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎廣田企画政策課長 同じく公共施設マネジメント推進担当をしております、主任の山下でございます。

◎山下企画政策課企画政策係主任 山下と申します。よろしくお願ひいたします。

◎廣田企画政策課長 事務局は以上となります。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 それでは、次第2、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の公募についてを議題といたします。

本日は、市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をしていただきます。

◎高橋福祉保健部長 本来でございましたら、直接、市長から行うところでございますが、本日は市長に代わりまして、私のほうから諮問をさせていただきます。

小企企発第102号  
令和7年6月26日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 白井 亨

### 諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和7年度諮問第1号

## 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の公募について

### (1) 指定管理者公募施設

名 称 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター

所在地 東京都小金井市本町二丁目 10番13号

### (2) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### (3) 諮問に係る提出書類

指定管理者募集要項

業務基準書

評点票

申請書等

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

◎委員長 ただいま市長から1件の諮問を受けました。

なお、本日は説明のために、担当職員の方に出席をお願いしております。事務局から紹介をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 担当課の出席者を御紹介させていただきます。本日の議題は、介護福祉課の所管となります。

初めに、福祉保健部長の高橋でございます。

◎高橋福祉保健部長 よろしくお願ひいたします。

◎廣田企画政策課長 続きまして、高齢福祉担当課長の磯端でございます。

◎磯端高齢福祉担当課長 磯端です。よろしくお願ひいたします。

◎廣田企画政策課長 介護福祉課高齢福祉係長の山崎でございます。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 山崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎廣田企画政策課長 介護福祉課包括支援係長の田村でございます。

◎田村介護福祉課包括支援係長 田村でございます。よろしくお願ひいたします。

◎廣田企画政策課長 続きまして、介護福祉課包括支援係主査の加藤でございます。

◎加藤介護福祉課包括支援係主査 加藤でございます。よろしくお願ひします。

◎廣田企画政策課長 以上で、担当課職員の紹介を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターについては公募を行い、候補者を選定することになります。公募に当たっての募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準等について、公募前に本委員会に諮問されているものであります。

それでは、まず、担当課から御説明をお願いいたします。

◎磯端高齢福祉担当課長 それでは、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の公募に関しましては、事前に募集要項、申請様式一式、業務基準書、評点票等をお配りしてございますので、御覧いただきたいと存じます。

初めに、お手元の小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター指定管理者募集要項の3ページを御覧ください。1、公募の趣旨につきましては、本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を公募する趣旨について記載しております。また、これまでの本施設における指定管理者の選定につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、公募によらないものとしておりましたので、今回、公募した経過につきまして、御説明をさせていただきます。

本市では、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を策定しており、本町高齢者在宅サービスセンターについて、現行の指定管理契約が終了する令和8年3月末までに、施設の民間譲渡も視野に入れて、将来の在り方を検討することとなってございます。その検討に当たり、令和5年8月にサウンディング型市場調査を実施し、介護事業者等からの柔軟かつ実現可能なアイデアや、新たな運営について御提案される事業者がいたことから、今回、公募を行うことといたしました。

次に、2のセンターの設置目的につきましては、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター条例第1条に、小金井市における在宅の虚弱な高齢者、寝たきり高齢者等に対し、各種のサービスを提供することにより、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図るため、高齢者在宅サービスセンターを設置すると定められておりますため、この目的のとおり記載しております。

次の3、センターの概要でございます。所在地は、小金井市本町二丁目10番13号でございます。JR中央線の北側、小金井街道東側のけやき通り沿いの施設となっております。本施設の開設は平成10年10月1日、敷地面積は394.16m<sup>2</sup>、鉄筋コンクリート造りの3階建てでございます。建物の延べ床面積は748.35m<sup>2</sup>であり、3ページ下段から6ページにかけまして、センターの概要、位置図、平面図等を掲載しております。

また、6ページの表の3、センターの運営実績につきまして、令和6年度の通所介護欄の利用率と通所型サービス欄の実施人数、定員及び延べ定員の数値に誤りがございましたため、本日、差し替えの資料を配付してございますため、大変恐れ入りますが、併せて御覧いただきたく存じます。

7ページの4、指定管理期間を御覧ください。今回の指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、5期目となります。これまでの経過を申し上げますと、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成18年4月から平成23年3月までの5年間を1期目、平成23年4月から平成28年3月までの5年間を2期目、平成28年4月から令和3年3月までの5年間を3期目、令和3年4月から令和8年3月までの5年間を4期目としております。

次の5、その他の諸条件については記載のとおりでございます。

7ページ目、上段の1、指定管理者が行う業務を御覧ください。小金井市立高齢者在宅サービスセンター条例第5条に定められた内容及び福祉避難所に関する事項をお示しするとともに、

より詳細な内容につきましては、本日、お配りしております、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター指定管理者業務基準書に記載しております。また、小金井市立高齢者在宅サービスセンター条例第3条及び小金井市立高齢者在宅サービスセンター事業実施要綱第2条に、センターで実施する事業が規定されておりまして、介護保険法に定める通所介護事業、地域支援事業及び小金井市高齢者食の自立支援事業の3種類の事業がございます。

通所介護につきましては、一般の通所介護と認知症対応型がございます。1日当たりの利用定員は一般型が25人、認知症対応型が12人となっております。通所介護事業につきましては、介護保険制度により、サービスごとに定められた介護報酬を収益として、指定管理者が運営するものであり、市から委託料等は支出しておりません。

次に、地域支援事業についてでございます。家族介護教室は広く市民を対象に、在宅介護を行うために必要かつ適切な介護知識等を習得できるよう、年1回、講座形式で行うもので、企画から実施まで行っていただいております。さらに、家族介護継続支援事業は、認知症高齢者を介護する家族の方を対象に、精神的負担の軽減を目的として、月に1回、介護者相互の交流の場、いわゆる家族会を開催しております。

最後に、高齢者食の自立支援事業でございます。こちらは、独り暮らし高齢者等で必要な方に栄養価の高い食事の配食を行うものですが、利用者の見守りを兼ねており、宅配職員が訪問先の利用者の異変を発見した場合は、センターと連携をしながら関係機関への連絡や、救急車の要請、応急救護を行っているものでございます。通常配食のほかに、傷病等のために一時的に調理ができなくなった方や、病院からの退院後、食事の自己管理が困難な方に緊急配食サービスも行っております。

なお、この小金井市高齢者食の自立支援事業につきましては、1日当たりの配食対応数に上限があること、サービスを受けるまでに一定期間お待ちいただく方が一定程度いる状況が続いていること、及び様々な介護食へのニーズ等に対応するため、複数の民間配食事業者への委託に令和7年10月から順次移行することとなっておりますため、今回の指定管理者が行う業務には含まれないものとなっております。

次に、2、施設の維持管理でございます。施設の維持管理や、安全・安心に関する具体的な内容について記載しております。

8ページ目の3、管理運営の基準でございます。関係法令の遵守、再委託の禁止、市内事業所への優先発注、地域との連携、リスク分担について記載しております。リスク分担の考え方については、前回から変更した箇所はございません。

10ページ目の4、運営経費に関する事項を御覧ください。（1）指定管理者の収入となるものとしましては、通所介護事業の実施に伴う介護報酬及び利用者自己負担額、指定管理委託料、指定管理事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費、材料費など、その他、市と指定管理者が協議の上、決定をするとしております。（2）市が負担する費用といたしますは、指定管理委託料として、5年間総額161万円税込みを上限としております。

11ページ目の下段、（2）公募の日程を御覧ください。公募から選定までの大まかなスケジュールについて、御説明をさせていただきます。本日、6月26日本曜日に選定委員会を開催し、その後のスケジュールは、本日の選定委員会での指摘事項等を修正した上で、7月10日本曜日に募集要項等を市のホームページにアップロード、現地説明会の申込期日を7月18日金曜日までといたしまして、現地説明会を同月7月22日火曜日に開催することとしてございます。

その上で、質問の受付を同月の25日金曜日午後5時までとし、この質問に対する回答を8月8日本曜日、応募書類の提出期間を7月25日金曜日から8月27日水曜日午後5時までとしてございます。第1次審査、書類審査につきましては、9月12日金曜日に、第2次審査、プレゼンテーション審査を10月17日金曜日とし、令和7年12月の第4回市議会定例会において、指定管理者指定の議案を提出する予定となっております。

次に、5、指定管理者、候補者の審査及び評価基準でございます。16ページの（2）、評価項目（選考基準）につきましては、20の評価項目を5つの区分にまとめております。この評価項目に対する評点票もお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。それぞれの評価項目ごとに5段階で評価し、応募者の総合計得点が、全区分の配点合計得点の60%に満たない場合、または、各区分における評価項目の合計得点が、その区分の配点合計得点の40%に満たない場合は、第2次審査を行わずに、再度公募を行うものといたします。

次に、18ページの4、決定後の手続を御覧ください。市と指定管理者は、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、協定を締結することとなります。締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理、運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理運営業務や、指定管理委託料に関する事項を規定する年度協定書の2種類とし、協定の締結に当たり、市と指定管理者が協議の上、定めることとしております。

以上、簡単ではございますが、資料につきましての説明を終了とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 それでは、担当課の説明は終了ということでございます。順次、質疑を行います。大きく2つの点に分けて進めさせていただければと思います。1つ目は、募集要項及び業務基準書等の内容について、それから、2つ目として選定基準、この2つに分けて質疑を行いたいと思います。

まず初めに、募集要項及び業務基準書等の内容についての質疑を行います。質問等はいかがでしょうか。

■ 委員、お願ひいたします。

◎委員 公募の関係ですが、11ページで公募の手続等が書いてあります。これは市報での掲載はないのでしょうか。ホームページのみでしょうか。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 市報のリニューアルに伴いまして、市民の方向けの情報を掲載していくというところがあるようです。今回は、事業者的方向けの情報になってしまふとい

うことで、指定管理者の募集については載せられないということで確認が取れておりますため、市のホームページや介護福祉課のXのアカウントなどもございますので、そのようなSNSも活用しながら募集をかけていきたいと考えております。

◎委員 それでは、市報には載らないということですね。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 載らない形になります。

◎委員 もう一点、6ページですけれども、センターの運営実績のところで、利用率が令和3年から令和6年で、各項目が徐々に減ってきていると感じているのですけれども、理由が分かれば教えてください。

◎磯端高齢福祉担当課長 利用実績が低くなっているということで、まず、大きな要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症というところがございまして、その関係で通所に通える高齢者の方が減少してしまったというのが1つございます。

それから、現状の通所介護の特徴といたしまして、介護度が比較的高い方が多くいらっしゃいまして、その関係でなかなか新たな受入れが、新型コロナウイルス感染症に加えてできなかつたというところが主な要因の2つでございます。

◎委員 分かりました。

◎委員長 今の追加資料の関係ですけれども、この中の、通所型サービスの令和6年度の延べ利用者数と利用率がゼロとなっていますが、これは利用者がいなかったということですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 そうです。利用実績はなしということでございます。

◎委員長 やめたというわけではないのですね。

◎磯端高齢福祉担当課長 特にやめてはいないのですけれども、利用がいなかったということです。

◎委員長 利用がいなかったということですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。■委員、お願いいいたします。

◎委員 今の御質問に加えてですけれども、利用者数が下がる要因として新型コロナウイルス感染症と介護度が高いので受入れができなかつたということですが、私は介護施設の監査を10年以上行っているのですけれども、これらのような理由よりもサービスを提供する、人材の採用が進まないほうが一般的に多いのですが、そのような理由というのはないですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 介護人材の確保ということは通所介護に限らず、介護全般で非常に大きな課題となっております。現状、指定管理を委託している事業者につきましても、人員体制というところが課題としては認識しているところでございます。

◎委員 通所か在宅かとなると、やはり通所は人を施設に集めてサービスをするところで、在宅のほうはアウトリーチというか、効率が悪いところがあると思うのですが、通所型は民間や社会福祉法人も含めて競争が激しく、午前中見ると、小さいマイクロバスがいっぱい走っているのですけれども、どちらかというと奪い合いみたいな状況になっています。通所は何とか給付ができるても、在宅のサービスというのはどこの自治体も継続性が厳しく、通所も今は来てい

るのかと思うのですけれども、こちらの利用率がなかったという意味では、運営している事業者の採用がうまくいかないなど、何かそのようなことがあるのですか。

基本的に介護は、個人的にはニーズがあると思うのですけれども、需要はあっても供給側の問題が非常に大きいと思います。そういう意味では、募集するときにも採用が上手な事業者、あとは離職率も結構高いのですけれども、キャリアパスが明確な事業者、特に若い人は自己研さんというか、成長がないと続かないということが多いので、ブラックも嫌だし、ホワイト過ぎても嫌だしというところもあるので、そのようなところが募集要項に反映されたらいいかと思うのです。

市報には掲載されないということですが、公募の認知度というのは、それでも下がらないものですか。手を挙げやすい環境であればいいのですが、そこが少し気がかりです。意欲のある事業者が積極的に手を挙げられるように周知していただけると、やってやろうという事業者が募集してくれると思います。場所も武蔵小金井駅から近く、場所的には有利だと思いますので、うまくやれば稼働率も上がっていく可能性があるかとは思っています。公募の周知に関しては、これで十分であればいいのですが、その辺りは大丈夫ですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 御指摘ありがとうございます。確かに、人の採用というところで、特に委員がおっしゃった若年層の新たな採用というのが大きな課題として、これは通所に限らず、訪問介護などでも課題としてございます。御指摘いただいた人の採用とかというところをどうできるかというのは、私ども担当も含めて考えたいと思いますし、今回の指定管理の中で、今まで配食を行っていたのですが、それが無くなる分、より介護事業に特化し人材の確保もできると思いますので、その辺りは工夫しながら、運営をしていく必要があると考えています。

◎委員 分かりました。

◎委員長 ■■委員、お願ひいたします。

◎委員 今のやり取りで分からなかつたのですが、利用率が下がっているというのは、提供する側の人材不足が原因と考えていいのですか。先ほど、新型コロナウイルス感染症が原因で下がったという説明もありましたが、複合的な要因なのか、要因がしっかりと分かっていないのか、どのように把握されているのかというのをお聞きしたいと思います。

◎磯端高齢福祉担当課長 先ほど私が新型コロナウイルス感染症と申し上げたのも、非常に大きな要因としてはございます。あと、このような施設の特徴として、医療的なケアが必要な方を受け入れている、重度の方を受け入れているというところがあります。また、そういった人材というところも、当然、それは課題としてございまして、今、■■委員がおっしゃったように、複合的な要因で利用率が下がっているものと認識をしています。

◎委員 人材不足という事実はあるのですか。職員を募集しても、例えば10人いなければいけないので、今6人しかいないとすると、受け入れられる人数が減っていく。そうすると利用率が下がっていくことがあると思うのですけれども、実際にそのようなことはあるのですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 特にそのようなことはございません。定員が12名と書いてありますけれども、その中でそこに達していない状況です。

◎委員 定員が12名と今おっしゃったのは、入所者の話なのか、職員の数なのか。

◎磯端高齢福祉担当課長 入所者の定員になります。

◎委員 人材不足というのは、職員さんの数が不足しているということはあるのですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 説明が大変分かりにくくて申し訳ないのですけれども、先ほど私が言った定員というのは、介護的なケアを受ける方の定員ということでございます。介護を行う職員の方が不足しているということは特に聞いておりません。

◎委員 それでは、人材不足が原因でケアができないから受入れ人数を絞っているということはないという認識でいいでしょうか。

◎磯端高齢福祉担当課長 はい。

◎委員 これだけ高齢化が進んでいるので、ニーズはあると思うのですが、今はもう新型コロナウィルス感染症が明けているので、あまり関係ないのかと考えると、ほかに原因究明みたいなことはしたことがありますか。運営をしているところにアンケートを取るなり、何かしたことはあるのか。数字を見る限り、劇的に減っていると思うのですが、何かその辺りされたことがあるのかというのが疑問です。

◎磯端高齢福祉担当課長 主な要因はというところで、今、通所介護と認知症の通所介護、大きく2つ行っていまして、日頃から事業者さんとも、そのような運営状況については協議会を定期的に開かせていただいています。利用状況について、確かに利用率がなかなか伸びていないというところも情報交換をさせていただいているところでございます。先ほど私が申し上げたように、認知症の通所介護は介護度が非常に高い方が多く、通所介護のほうは平均介護度が約2.2、認知症の通所介護は平均介護度が4.2という形で、介護度の高い方が多いというのがこのセンターの特徴としてございます。先ほどもお話ししたんですけど、重度の方の受入れが増加してしまっていて新たな受入れが困難であったということが、今の事業者の方からお話をとしてはいただいているところでございます。

◎委員 ニーズはあるけど、重度だから受け入れられなかったということですか。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 重度の方の場合には、例えば医療的なケアが必要な方ですと職員の方一人一人の対応される時間がどうしても増えてきてしまうということがございます。そのため、重度の方が増えるにつれて、どうしても利用人数が減ってきてしまう、延べ人数としては減ってきてしまうというような状況になるということを伺っております。

◎委員 私からも少し話をしましょうか。

例えば、通所で定員が25あります。施設で働く方が例えば5人います。本当は25人受け入れられるのですけど、25人来られても、重度の人がいると1対1でケアしなければならないことがあるので、キャパシティはあるのですけど、面倒を見切れない。配置基準としては満たしますけど、利用者サービスしたいけどできないというような状況で利用率が下がっている

というようなことだと思うのです。

◎委員 ありがとうございます。そのような理由で下がっているという認識でいいのですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 はい。

◎委員 それで結構です。二、三割減なので、重度の人が増えているから利用率が下がっているというのが一応この数字だとすると、少し分かりにくいので、その辺りが反映されるようなどれぐらい手がかかるかというのが分かるような数字にするといいのかと思いました。これだと利用率が単純に下がっていて、どこに原因があるのかというのが分からぬと思うので、そういうことが分かる何か指標があるといいのかと思いました。そうしたらフルでみんな頑張ってサービスしていますと言ったら、それでいいですよということになるのかと思うので、これだけだと読み取れなかつたので教えていただきました。ありがとうございます。

あともう一つあるのですけど、業務基準書の2ページの基本事項3の指定業務に係る基本的事項の（5）で、利用者の意見要望を管理運営に反映させサービスの向上を図ることというのがあると思うのですけど、これは具体的に今どのようなことをやっているのか。やはり利用者や利用者の御家族の意見、要望等を聞いて反映させるということは非常に大事かと思うのですけど、どのように実施されているのかというのを教えていただけたらと思います。申請書の中にも入っていないと思ったので、今やられているのかというのを教えていただければなと思います。

◎磯端高齢福祉担当課長 先ほど申し上げた指定管理事業者と私ども市や御利用されている方の意見交換会や協議会というのを定期的に開いております。その中で、実際、本町高齢者在宅サービスセンターを利用されている方の御意見を定期的に伺うような形にしています。

◎委員 利用者を集めて、今の事業者と話をするのではなく、市役所の方も入るのでしょうか。

◎磯端高齢福祉担当課長 はい。

◎委員 3者入ったものを、年に何回行うのですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 本町高齢者在宅サービスセンターの利用者協議会というのを行っております、そこでは私ども市の介護福祉課の高齢福祉担当と、実際にセンターを利用されている高齢者の方と、あとセンターで働いている職員、あと近隣の幼稚園もございますので、そのようなところも地域との交流ということで出席をされて、本当にフリートークみたいな形で御意見をいただいている場を設けてございます。

◎委員 年に何回ぐらいですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 今正確な数字を持っていないのですけれども、たしか年2回ぐらいだったと思います。

◎委員 年に2回ぐらいやっている。それを事業者が取りまとめてサービスに反映をしているということですかね。

◎磯端高齢福祉担当課長 そうですね。そのようなところでいただいた意見については、事業者で取りまとめてという形になります。

◎委員 意見が出てきたからといって100%反映できるかというのはまた違う話ではないかと思うのですが、その辺りの話し合いは市とされるのですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 利用者運営協議会以外に、市と事業者で、事業実績報告をする運営協議会を設けております。その中で意見交換みたいな形では、どのような課題や御要望があるのか分からぬんですけど、反映できるものについては反映していくといったことは可能かと考えております。

◎委員 それを年に2回やられているということですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 利用者協議会はたしか年2回で、運営協議会は、決算状況も含めて報告するもので年1回開催しているという状況です。

◎委員 利用者協議会という年2回開かれるものに関しては、単独でそこで集めた意見についてどうするかという個別の場所はないということですかね。そうすると運営協議会に関してだけ、そこで意見交換をしてどうしようかということは話をしているけれどもということですね。利用者協議会については特にそこまでやってないということですかね。分かりました。

◎委員長 そのほかいかがでしょうか。■委員、お願ひいたします。

◎委員 基本の通所介護サービスというのは、市の指定管理委託料で対応ということですか。そこについては民間の指定管理者が自主の採算でやってくださいと。仮に赤字が出た場合については、そこはその事業者の責任でカバーすることですよね。市が負担するところについては、家族介護支援事業と家族介護継続支援事業の2つという形というところですか。経費を上限にという記載があるので、経費は例えば会場の使用料とか更新料とかそういうイメージですかね。5年間で160万1,000円ほど。

◎磯端高齢福祉担当課長 こちらの指定管理委託料としましては、家族介護教室と認知症の方のご家族を対象とした家族介護継続支援教室がございまして、内容としては講演会や、あとは家族交流会というのを年1回開いておりまして、やはり会場料や人件費、そのようなところも含めた形になります。

◎委員 利用者から見た場合に、通常の民間会社が運営しているところもありますので、そちらと小金井市で行っているところの利用料は特に差がないということですか。

◎田村介護福祉課包括支援係長 市のほうでお願いしています家族介護教室と家族介護継続支援事業につきましては特に利用料は取っておりませんので、皆さん利用料なく参加いただいている形になります。

◎委員 通常の通所介護サービスのところについてはいかがでしょうか。

◎田村介護福祉課包括支援係長 通所介護のほうは介護保険のサービスとなりますので自己負担、その方の所得等に応じて1割、2割、3割とありますので、それはお支払いいただいている形になります。

◎磯端高齢福祉担当課長 少し補足しますと、地域支援事業という形で、家族支援の取組というのは、市内で4つ包括のエリアが分かれておりまして、本町高齢者在宅サービスセンターと

いうのは北のエリアでございます。そこでも行っていますし、ほかの3つのエリアでも同じように地域支援事業という形で、そのような家族支援は行っている状況でございます。

◎委員 あと1点、11ページの公募の資格のところですけど、アで、法人格の有無は問わない、ただし、個人では参加できないというところが、法人以外にどういう想定があるのかというところと、エで、税金の滞納がないことというところがあるのですけど、東京都税や市民税も考えたほうがいいのかと思います。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 御指摘いただきました内容は検討の上で調整してまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎委員長 私から1つ質問というかお願いですけど、指定管理者申請書の様式3というところで、重大な事故又は不祥事に関する報告書というのがありますけれども、これは当委員会で審査したほかの事案と様式が変わっております。まず1つは、今まで過去5年間の重大な事故又は不祥事について報告を求めていたのですが、これが3年間になっているということですが、私としては5年間が適切だろうと考えております。指定管理の期間は5年間なので、既に指定管理をしている事業者については5年間、市のほうで把握されているのですけれども、それ以外のところでは3年間しか把握されないということになってしましますので、公平性の面から5年間とするのがいいのではないかということで、5年間にしております。

それと重大な事故又は不祥事ですけれども、重大な事故又は不祥事に加えて、従来は入札に関する指名停止というのも対象にしていたのですが、これは外れています。入札の指名停止については、軽いものもあれば重いものもあって様々なので、どこまで入れるのかというところは議論があるところでありますけれども、これも入れておいたほうがいいのではないかと思っております。あと、不祥事があったこと自体、あるいは重大な事故があったこと自体も問題ではあるのですけど、それだけで資格がないという話ではなく、十分な再発防止策が取られて、その再発防止策がしっかりと実行されているかというところの確認が大事だと思います。そのため、排除するのではなくして、もし事故等があっても再発防止策がしっかりと取られているのであれば、そのことを把握した上で審査に臨むというのが大事かと思っております。その辺りの観点からこの様式に関しては若干不満があります。

特に当委員会については、実名での審査ではなく、匿名での審査です。例えば新聞やマスコミで報道されたような事件の当事者であっても、審査の段階では匿名ですから分かりません。審査が終わって選定した段階で事業者の名前が分かって、問題があった事業者であるというのが分かったということになると、当委員会としても非常に困りますので、そういう面から重大な事故又は不祥事等があった場合に、自主的な報告を出していただくというのがこの報告書の趣旨です。そのような点を踏まえて、この様式については従来の様式をベースに見直しをしていただければと思っております。

◎磯端高齢福祉担当課長 先ほど御指摘いただいたところにつきましては、一定府内で協議をさせていただきたいと思います。

◎委員長 では、よろしくお願ひいたします。

その他いかがでしょうか。

では、募集要項及び業務基準書等の内容についてはここで終わりまして、次に、選定基準についての審議に入りたいと思います。選定基準についてはいかがでございましょうか。

◎磯端高齢福祉担当課長 本日、サービスセンターの指定管理選定に関する評点票というのをお配りしております、その中で、数字で振っているものとアルファベットで振っているものが混在しているところがございまして、少しみずからにくいものになっておりますので、この記載内容につきましては、担当のほうで分かりやすく記載を調整させていただきます。よろしくお願いします。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 今の様式の話ですが、様式の1から21という形でありますものと、任意様式のほうをアルファベットで書かせていただいているのですが、募集要項にございます資料には、任意様式にアルファベットを振っていないような形になっております。実際、上からA B Cと振る形を想定しており、そこが漏れておりましたので、整理させていただければと考えております。

◎委員長 今回は対応する審査資料について既に記載していただいているんですけど、これはどちらかというと当委員会から審査の便宜とそれから審査漏れがないようにということで、記載してくださいとお願いしてきたものですので、そこはうまく対応できるような形で書いていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

評点票関係は特によろしいでしょうか。■委員、お願ひします。

◎委員 今のお話ですけど、評点票の資金計画の任意様式H、IやB、C、D、Eというのは、今回は配っていないということですか。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 任意様式のH、Iが、募集要項14ページにございます表の5番、資金計画についてでございます。①の給与・報酬・賃金等に関する規定（人件費の積算根拠）とございますこの任意様式がHに該当するものになります。②の収支計画書（過去5か年の平均的な見込み）、こちらの任意様式がIに該当するものになっております。

◎委員 B、C、D、Eというのは。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 B、C、D、Eにつきましては、13ページの中段あたりにございます、1、資格審査に係る書類の⑥の定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類が任意様式のB、続きまして⑧の申請者の令和7年度の事業計画書及び令和6年度事業報告書が任意様式のC、⑨の申請者の財務諸表又はこれらに類するもの（直近3年間）、この任意様式がDに該当しまして、⑩の申請者の中長期の経営計画書及びそれに類するもの、こちらの任意様式がEに該当するものになります。

◎委員 分かりました。できればこの様式のところに任意様式のアルファベットを振っていたければと思います。

もう一つ、13ページの提出書類⑨ですけれども、在宅サービスのところは手を挙げてくる

ところは株式会社もあると思うのですが、やはり社会福祉法人が多いかと思います。そのようなときに提出する財務諸表というか、社会福祉法人は計算書類と言いますけれども、事業活動計算書、損益計算書のことは事業活動計算書ですけれども、あと資金収支計算書が必要なのと、株主資本等変動計算書はないのですけれども、あとやはり注記が欲しいと思います。注記というのはどういうものかというと、引当金の計上基準とか在庫の評価基準とかそういうものが書いてあり、社会福祉法人だと退職制度や、株式会社もそうですけど担保状況、あと事業再編があるかないかということ、その他の事項みたいなのが書いてあるので、あとは後発事象とか偶発事象。後発事象というのは決算後に何か、例えば重要な事業所が壊れましたということや火事になりましたということ、あとは訴訟事件があるかどうか、利用者の家族との訴訟があつてそれがどうなるか分かりませんみたいなこと、そういうところは注記にありますので、注記も頂いたほうがいいかと思います。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 御助言いただきましてありがとうございます。ぜひ見直して調整の上で修正していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長 よろしいですか。では、選定基準については以上ということでございます。

そのほかは、この公募全体について何か御質疑ありませんでしょうか。

■ 委員、お願いします。

◎委員 先ほど聞いた協議会のお話、協議会という形でなくてもいいのですけど、利用者の意見や要望をヒアリングして、それを反映させるみたいな運用について、これをしっかりとやったほうがいいのかという気がしているので、具体的な方策を考えているかというのをこの申請書の中で聞いてみるとこのいいのかと考えています。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 いただきました御意見を踏まえ、どこに組み込めるかも含めまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長 よろしいでしょうか。ここで本件についての質疑を終了といたします。

では、ここで休憩に入ります。

( 休 憩 )

◎委員長 再開いたします。

それでは、本委員会として市長から諮問のあった小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の公募については、諮問のとおり認めるとの答申としたいと思いますが、これについて御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 御異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり答申することと決定いたしました。

次に、第1次審査及び第2次審査の在り方について協議させていただきます。事務局から発言を求めます。

◎廣田企画政策課長 第1次審査につきましては、先ほど決定いたしました選定基準に基づき

まして書類選考を行います。応募状況にもよりますが、総合的に合計点数の上位から3者までに絞り込みたいと思っております。

第2次審査は、第1次審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑の審査を行いまして、1次のときと同じ選定基準で採点をしまして、合計点数の一番高い団体を候補者に決定するという形にできればと考えております。第2次審査の時間としましては、1者当たりプレゼンテーションを15分、質疑を30分、審査を15分の合計60分で行うという形の提案をさせていただきたいと思います。御協議のほどお願ひいたします。

なお、2次審査におきましては、パワーポイントの使用は認めることとしまして、要約版等の追加資料の配布は認めないこととしたいと思っております。併せて御協議のほどお願ひいたします。

◎委員長 事務局から今後の第1次審査、第2次審査について提案がありました。御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

これは従来から行ってきた審査と同じですね。

それでは、第1次審査及び第2次審査について、事務局提案のとおり行うこととしたいと思いますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては事務局提案のとおりと決定いたしました。

それでは、次第3、その他です。事務局からお願ひいたします。

◎廣田企画政策課長 次回以降の委員会の開催日程についてでございます。事前に委員の皆様と調整させていただきまして、次回、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの1次審査は、募集要項にございましたが、9月12日金曜日、午後6時からの開催となりますので、よろしくお願ひします。

◎委員長 皆様よろしいでしょうか。それでは、事務局から説明があったとおり開催することと決定いたします。

以上で本日の議事は全て終了でございます。これをもって閉会といたします。皆さんお疲れさまでございました。

(午前11時03分閉会)